

監査第221号
令和4年9月14日

埼玉県知事 大野元裕様

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間嶋 順一

埼玉県監査委員 小川 真一郎

埼玉県監査委員 新井 豪

令和3年度埼玉県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和3年度埼玉県内部統制評価報告書について、埼玉県監査基準に準拠し審査したので、その結果について意見書を提出します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和3年度埼玉県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和3年度埼玉県内部統制評価報告書の審査は、埼玉県知事が作成した内部統制評価報告書について、埼玉県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討し、審査した。

3 審査の実施内容

令和3年度埼玉県内部統制評価報告書について、埼玉県知事から報告を受け、「埼玉県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制評価部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第2 審査の結果

1 審査意見

令和3年度埼玉県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

(備考)

内部統制評価報告書の評価対象期間において、運用上の重大な不備があった。

2 留意又は改善を要する事項

審査において、次のとおり一部に留意又は改善を要する事項が認められた。

(1) 重大な不備の確実な周知について

評価対象期間において運用上の重大な不備を把握したため、内部統制は有効に運用されていないという評価となった。この結果を周知することで、各課所におけるリスクの評価と対応策を見直す契機としていただきたい。

(2) 自律的なチェック機能の充実について

内部統制制度の対象である財務事務では、各課所に共通して内在するリスクも多い。内部統制評価部局で把握した不備等を共有し、各課所が適切なリスクを設定することにより、自律的なチェック機能の充実を図っていただきたい。

(3) 評価の実効性の向上について

全庁的な内部統制について、評価項目に対応する規定が整備されていることが制度を有効に機能させるための基盤となる。各規定の改廃等を漏れなく把握した上で、不備の有無の把握及び有効性の評価を行っていただきたい。

また、業務における内部統制については、過去2年間の評価における知見を基に、評価における効果的な手法を引き続き検討し、実効性を高めていただきたい。

(4) 制度運用における関係機関との連携について

本県の内部統制は、現状、内部統制推進部局と内部統制評価部局を中心として取組を推進している。財務事務に係る知見を生かす観点から、会計管理者など関係機関との連携を強化していただきたい。